

第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、他の保健所とも連携して必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも地域差のない健康づくり等の地域保健対策を継続できるようにする。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築する。
- (2) 県等は、県連携協議会等を活用しながら関係機関及び関係団体と連携するとともに、市町村の保健衛生部門等における役割分担を明確化する。
- (3) 県等は、感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築する。併せて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、各保健所は平時から計画的に体制を整備する。また、業務の一元化、外部委託、デジタル技術の活用も視野にいれて体制を検討する。
- (4) 県等は、保健所が策定する健康危機対処計画について、国が作成するガイドライン等を踏まえ、計画の策定を支援するとともに、保健所は、計画に基づき取り組む。

2 県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- (1) 県等は、県連携協議会等を活用し、県及び市町村の役割分担や連携内容を平時から調整する。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるよう体制を整える。
- (2) 県等は広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備する。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の外部委託や都道府県における一元的な実施、デジタル技術の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、I H E A T 要員や市町村等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）や、住民の精神保健福祉対策及び職員の精神面に配慮した対策等を講ずる。
- (3) 県等は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐す

る総合的なマネジメントを担う専門の職員を配置する。

3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県等は、県連携協議会等を活用し、市町村、大学、研究機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携を図る。
- (2) 保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県関係部局や衛生環境研究所等と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力についてあらかじめ管内の市町村と協議する。

連携協議会委員等からの意見・要望

- ・県保健所に勤務する保健師を計画的に確保するとともに、保健所業務ひっ迫時の市町村保健師による支援体制を構築してほしい。
- ・保健所の疫学調査では宿泊療養施設の検体搬送が急激に増えたときには、サポートする仕組みが必要。